

# 04 民間に土地を 売却する場合の手続きは？

## 民間に土地を売却する場合

まずは市・村に「届出」をしてください。

ロウワー・プラザ住宅地区内の200㎡以上の土地を売却しようとする場合、市または村への「届出」が義務化されます。

「届出」の提出を受けて、民間での土地売買に先立ち、市・村等で土地を買取できないか検討をおこない、地権者と協議をおこないます。市・村等では買取をおこなわない場合または、協議が不成立となった場合に、土地を民間に売却することができます。

跡地利用推進法第17条の規定に基づき、「届出」の後最大6週間は、土地の売却が制限されます。

